

「土砂災害特別警戒区域指定」の説明会を行います

※平成28年に警戒区域は指定済み。今回は特別警戒区域の指定です。

「がけ崩れ、土石流」などのおそれのある区域を土砂災害防止法に基づき、沖縄県が「土砂災害特別警戒区域」として指定します。

土砂災害防止法は、土砂災害（崖崩れ、土石流、地すべり）から国民の生命・身体を守るために、土砂災害が発生する恐れがある区域を明らかにし、危険の周知、警戒避難体制の整備などのソフト対策（土木工事によらない対策）を推進しようとするものです。

県が「土砂災害特別警戒区域」を指定すると



特定の開発行為（住宅宅地分譲、社会福祉施設等の建築）の許可制、建築物の構造規制、建築物の移転勧告等のソフト対策を推進

■日時

第1回 日時：平成30年12月19日(水) 午後1時 ～ 午後2時

場所：阿嘉離島振興総合センター

第2回 日時：平成30年12月19日(水) 午後6時 ～ 午後7時

場所：座間味離島振興総合センター ※各説明会の内容は同じです。ご都合に合わせてご出席ください。

■区域指定箇所(案)

土砂災害特別警戒区域指定箇所(案)



(注)この位置図は、土砂災害特別警戒区域の指定箇所(案)のおよその位置と形状を示しています。詳しい区域は公示図書(案)にて確認して下さい。

詳細な区域をお知りになりたい方は、沖縄県南部土木事務所ホームページの最新情報にある本説明会案内ページに「指定区域の案」を掲示していますのでご確認ください。

沖縄県南部土木事務所のホームページ

<http://www.pref.okinawa.jp/site/doboku/doboku-nan/index.html>

○対象区域に関する問い合わせ

沖縄県南部土木事務所 計画調査班

TEL 098-869-1788

○説明会に関する問い合わせ

座間味村 総務・福祉課

TEL 098-987-2311